

改正女性活躍推進法等説明会

～主に令和8年4月1日に施行される女性活躍推進法の改正内容を説明いたします～

令和8年4月1日以降、女性の活躍に関する情報公表について、従業員数101人以上の企業は、**男女間賃金差異**と**女性管理比率**の2項目が必須項目になると聞いたけど・・・

- ・いつの事業年度の分から公表したらよいの？
- ・男女の賃金差異はどう計算したらよいの？
- ・女性管理職比率について、管理職の定義は？

今回の説明会では、これらの疑問にお答えします！！

第1回 R8.2.17 (火) 14：00～15：30

第2回 R8.2.19 (木) 10：30～12：00

※両日ともにZOOMウェビナーによるオンライン開催（無料）で、説明内容は同一です。説明時間は1時間30分程度を見込んでいますが、終了時間については、当日の運営状況等により前後する場合がありますので、ご了承ください。

【主な内容】

1. 改正女性活躍推進法について (約1時間程度)
2. 労働基準関係法令の解説 (約10分程度)
3. 同一労働同一賃金への取組について (約10分程度)

★参加にあたっては以下よりお申込みが必要です。

下記URL又は2次元コードから「滋賀労働局主催オンラインセミナー」ページに入つて、「令和7年度改正女性活躍推進法等説明会のご案内」よりお申込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html>



- 定員（各回500名）に達し次第、申し込みを締め切ります。
- オンラインによるセミナー利用規約への同意が必要です。
- 参加には申し込み後に付与される「ID」「パスコード」の入力が必要です。
- 説明会資料については、2月12日（木）までに上記申し込みページに掲載予定です。必要に応じて印刷等のご準備をお願いします。



【お問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階